

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八五年春季闘争

八五年春闘の背景

八五年春闘は、電電公社、専売公社の民営化が実施段階に入り、国会では、年金法改正、防衛費突出問題などが焦点となり、国鉄の分割・民営化が行革のひとつの中心課題となるという政治情勢のもとで展開した。経済的にはアメリカの景気回復を背景とした外需拡大に主として依拠しつつも、景気は順調に回復し、日本経済が拡大基調にあった。この客観情勢を生かし、八〇年代後半の賃闘の新しいパターンをつくりうるか否かが、労働側の課題であった。

1 労働諸団体の春闘態勢

国民春闘共闘会議発足

総評、中立労連、一部純中立で構成する八五国民春闘共闘会議は、八四年一月一日、東京で発足総会を開き、春闘に向けての「基本構想」を確認した。その要旨はつぎのとおり。

(1) 来春闘をめぐる情勢は「インフレと停滞に振り回された時代から次の新たな中成長を展望しうる時代へと移行する節目」である。来春闘では賃上げによる内需拡大を実現し、持続的成長への道を切り開くと同時に、石油危機以来十年間の停滞を脱して「向上と前進に向けた第一歩としなければならない」。

(2) 賃上げと同時に、労働時間短縮を重視し、来春闘を「時短春闘の第一年次」と位置づける。「時短をめざす運動の大きなうねりをつくり出すことは、これまでの陰うつな冬の時代の運動から、二十一世紀へ向けての明るい労働の世界をめざす運動へと、再生していく道筋とも合致している」。

(3) 社会的格差の是正のため、これまでのように大手と中小の格差だけでなく地域間の格差にも目を向け、「最低賃金制闘争や地域生活圏の形成など、地域生活諸制度を守り発展させていく闘いに力を注ぐ」。

さらに、政府に対しては、軍事優先、福祉切り捨ての縮小経済政策から積極経済政策への転換を求め、労働四団体で合意した一兆五百億円の減税実施などを強く求めていく。

(4) 闘い方では、労働四団体と全民労協との共闘を最重視し、賃上げ要求も労働団体間での討議を続け、共通の統一要求基準を設定する。

(5) 時短闘争の目標は、(1)残業時間の規制と時間外割増し賃金率の増加、(2)全労働者の完全週休二日制、週四十時間労働、(3)四月末から五月初め、夏休み、年末年始のそれぞれ一週間を休暇とする大型連休を軸に、年間総実労働時間を二千時間以内とする。

賃金闘争連絡会、七%以上要求

総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と全労協で構成する「八五賃闘連絡会」は、一月二日の五団体の申し合せのとおり八四年一月四日に発足した。これで賃金闘争連絡会は八四賃闘につづき二度目となった。

連絡会設置の目的は、労働側の不協和音を表面化させず、統一要求をまとめることで、その結束と団結を誇示しようとするところにあった。このため、各団体は連絡会の統一要求発表以前には、具体的要求の公表は差し控えるようにした。一月二日以降、要求はほぼ「七%以上」という線に固まりつつあった。ただ、総評内部には、これでは低すぎるという声もあり、若干の紛糾をきたした。しかし、結局「七%以上」という一致点で連絡会は発足することとなった。

連絡会は一二月四日の「八五賃金闘争連絡会の確認事項」(『八五国民春闘情報』八四年一月七日)で経済情勢についてつぎのような分析をおこなった。

- (1) 八四年度の実質成長率が五%台に乗ることは確実にになった。経営側が主張してきた低成長論は事実をもって粉碎され、わが国経済は新たな成長段階に入っている。
- (2) とはいえ、個人消費は停滞し、わが国経済は輸出依存型から脱却していない。それは、成長に対する不安定要因となっており、とくに、アメリカ経済の成長率鈍化が予想される八五年度においては、実質可処分所得を引き上げ、個人消費を拡大することによって経済の均衡を回復し、中成長路線を安定させる必要がある。
- (3) 八四年度における企業業績は、全体として、空前の好収益となることが確実であり、企業段階においても賃上げを抑制すべき理由は存在しない。

そして要求の基本的立場として、以下のような見地を明らかにした。

- (1) 第一次石油危機以後、実質賃金、実質可処分所得の伸びは、経済成長に比べて著しく立ち遅れている。八五賃金闘争においては、このような状況を打破するに足る賃上げを実現し、新しい成長段階に対応する賃金闘争の幕開けとしなければならない。
- (2) そのため、要求基準の設定にあたっては、これまでの物価+ α 方式を改め、われわれのめざす実質賃金の引き上げに重点をおく。
- (3) 一兆円を超える所得税・住民税減税を始めとする政策、制度要求の実現と合わせて実質可処分所得の増大、生活水準の向上をはかる。

こうした立場から、具体的には、賃上げ要求基準として「七%以上」、定昇は、賃金体系、運用方法など実態が多様であるので、各団体、産別、単組の自主的決定にゆだねる、などの方針を決定した。

同盟

同盟は、一月二日の執行評議会、一月四日の中央評議会で賃闘方針案を協議し、賃上げ要求基準について確認した。そして、一月二〇日の執行評議会で賃金白書(後述)を確認し、一月の大会で賃闘方針を最終決定した。

全労協、金属労協

全労協は、一月五日の三役会議で賃上げ要求基準について確認、つづいて一月一四日の代表者会議で「八五賃金闘争の基本方針」を決定し、一月一六日に闘争委員会と戦術委員会を発足させた。

金属労協は、一二月五日の三役会議で賃上げ要求基準につき確認し、一二月一三日の第二七回協議委員会で「一九八五年闘争の推進について」を決定した。

統一労組懇

統一労組懇は一二月四日、五日の両日、東京で八四年度臨時総会を開き、八五春闘方針を決めた。方針では主要単産の賃上げ自粛路線に対抗し、大幅賃上げ要求を提起するとともに、自民党政府の軍拡臨調路線との対決を前面に出した制度、政策闘争を展開するとした。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
